

札幌市立新琴似西小学校父母と先生の会会則

第1条 名称並びに事務局

この会は、札幌市立新琴似西小学校父母と先生の会（時世により保護者と先生の会と今後はしていきたい）と称し、事務局を本校内に置く。

第2条 目 的

この会は、会員が協力して学級及び家庭と社会における児童の幸福な成長を図り、教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 活 動

この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 家庭と学校の緊密な関係により、教育の向上を図る。
2. 教育環境の整備向上を図る。
3. 会員相互の親和と教養の向上を図る。
4. その他必要な事業を行う。

第4条 会 員

この会は、本校児童の父母、またはこれに代わる者（以下保護者という）と、本校の先生を会員として組織する。

第5条 役 員

- | | |
|----------|--------------------|
| 1. 会 長 | 1名（保護者） |
| 2. 副 会 長 | 4名以内（保護者3名以内、先生1名） |
| 3. 書 記 | 3名（保護者2名、先生1名） |
| 4. 会 計 | 2名（保護者1名、先生1名） |
| 5. 監 査 | 2名（保護者） |

第6条 委 員

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1. 学級委員 | 学級毎に各4名（保護者3名、先生1名）
（学級代表、厚生、社会） |
| 2. 学年委員 | 学年の学級委員全員 |
| 3. 運営委員 | 各学級代表、各専門部正副部長、各部推薦委員、
役員、先生若干名 |

第7条 専門部会

専門部会は、学級委員（保護者）の中より互選し、次のいずれかの部に所属する者で構成される。また、先生若干名も次の各部に所属するものとし、各部内でそれぞれ正副部長（保護者）を互選する。

1. 学級代表・・・・・・ 会員の教養の向上と相互の親和に関する事項並びに学級・学年 PTA の企画運営、学年内・学年間の連絡調整・解決に関する事項、その他各部に属さない事項を執り行う。
2. 厚生部・・・・・・ 学校環境の整備並びに保健衛生、体育的行事、給食等に関する事項を執り行う。
3. 社会部・・・・・・ 校区内の教育環境の点検活動及び隣接学校と連携して、児童の校外生活における補導や安全確保のための活動、また、一声運動や子ども会への協力に関する事項を執り行う。

第 8 条 役員を選出

この会の役員は、役員推薦委員会の推薦により、会員より選出され、総会において承認される。

第 9 条 役員及び委員の任期

この会の役員及び委員の任期は、当該年度とする。しかし、再選は妨げない。

第 10 条 役員及び委員の任務

1. 会長は、この会を代表して会務を統率する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは代理する。
3. 書記は、この会のすべての議事を記録し、会議に関わる事務をする。
4. 会計は、この会のすべての金銭について収支を記録し、総会に報告する。
5. 学級委員・学年委員は、学級 PTA・学年 PTA の運営にあたる。
6. 運営委員は、この会の運営にあたる。

第 11 条 会 計

この会の経理は、会費及びその他の収入によって支弁し、会費は、総会で議決された予算に基づいて納入する。

1. この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われる。
2. この会には必要に応じて特別会計を設けることが出来る。
3. この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
4. この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第12条 会 議

1. 定例総会 ・ ・ ・ ・ 年度初めに開催し、年間計画、決算承認、予算の審議、役員の選出、その他を行う。
 2. 臨時総会 ・ ・ ・ ・ 必要あるときは、会長が招集する。
 3. 運営委員会 ・ ・ ・ 総会より委任された事項及び緊急を要する事項を協議し、中間の議決を行い、結果を会員に報告する。
- ◇ 各会議の議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長が決定する。
- ◇ 学校長は、学校運営の責任者の立場から、いずれの会議にも出席して意見を述べ、また、諮問することができる。

第13条 個人情報情報の取扱

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第14条 細 則

この会の運営に必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第15条 改 正

この会則の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を得て行う。

付 則

この会則は、昭和52年4月23日より実施する。

平成	元年	4月30日	一部改正
平成	3年	4月20日	一部改正
平成	4年	4月25日	一部改正
平成	17年	4月19日	一部改正
平成	28年	4月15日	一部改正
平成	29年	4月14日	一部改正
平成	30年	4月20日	一部改正
令和	2年	4月17日	一部改正